

クーラスケアサービス

指定福祉用具貸与〔介護予防福祉用具貸与〕の運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社クーラス（以下「事業者」という。）が開設する「クーラスケアサービス」（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態〔介護予防にあっては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕という。」）に対し、指定福祉用具〔介護予防福祉用具〕（以下「指定福祉用具等」という。）の貸与を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、指定福祉用具等を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。

3 事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、指定福祉用具等を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域高齢者支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 クーラスケアサービス
- (2) 所在地 青森県八戸市西白山台五丁目3番17号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 専門相談員 2人（常勤兼務2人）

専門相談員は、指定福祉用具等の選定の援助、取付け、調整等の専門的な援助を行い、指定福祉用具等の貸与を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、8月13日から8月15日及び12月29日から1月4日までを除く。

- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

ただし、営業時間外でも電話等により対応可能な体制をとる。

(事業の提供方法、取扱う種目及び利用料等)

第6条 事業の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 事業の提供に当たっては、利用者の身体の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、使用方法の指導、故障時の対応などを適切に行う。
 - (2) 事業の提供に当たっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与を行う。
 - (3) 提供する指定福祉用具等の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
 - (4) 事業の提供に当たっては、使用方法や使用上の留意点等を利用者及び家族等に十分に説明し、理解を得た上で行うものとする。
- 2 指定福祉用具の品目は、厚生労働大臣が定める特定福祉用具に係る福祉用具の種目に基づく以下のものとする。
- (1) 車いす
 - (2) 車いす付属品
 - (3) 特殊寝台
 - (4) 特殊寝台付属品
 - (5) 床ずれ予防用具
 - (6) 体位変換器
 - (7) 手すり
 - (8) スロープ (一部販売選択可)
 - (9) 歩行器 (一部販売選択可)
 - (10) 歩行補助つえ (一部販売選択可)
 - (11) 認知症老人徘徊感知器
 - (12) 移動用リフト
 - (13) 自動排泄処理装置
- 3 事業を提供した場合の利用料の額は別に定める料金表に記載されている額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。
- 4 レンタル料は1ヶ月単位とし、開始月と終了月の利用料は次のとおりとする。
- ① 契約の開始日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料相当額
契約の開始日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料の1/2相当額
 - ② 契約の終了日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料の1/2相当額
契約の終了日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料相当額
 - ③ レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料相当額
- 5 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルあたり100円を徴収する。
- 6 搬入に特別な措置が必要な場合(クレーン車使用など)の費用はその実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(衛生管理等)

第7条 事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態については、必要な管理を行うものとする。

2 消毒保管を外部事業者へ委託する場合には、契約書を交わすものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第8条 事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域高齢者支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、八戸市、三戸郡、おいらせ町の区域とする。

(個人情報の保護)

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 利用者の人権擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実地

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者の設置

2 サービス提供に伴って、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を把握した場合は、迅速かつ適切に、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

第13条 福祉用具貸与等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又はその家族等に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等、必要な事項を記載することとする。

(事業継続計画の策定等)

第14条 自然災害のや感染症の発生時において、利用者に対する福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業者は、専門相談員等に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社クーラスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。